

このたび株式会社あいずでは、より地域の皆様のお役に立てますよう兼ねてから計画しておりました新事業を訪問看護事業と並行して行っていくことが決定いたしましたので報告いたします。

さて、このたび新たに開始する事業としましては大枠で長崎県佐世保市にて介護、障害複合型のケアプランセンターを開設します。

"あいずケアプランセンター居宅介護支援事業所"（令和3年4月1日開所）

"あいずケアプランセンター特定相談支援事業所"（令和3年6月1日開所）

・居宅介護支援事業所は、ケアマネージャーが常駐している事業所のことです。対象は要介護1以上の認定を受けた人で、利用料は全額介護保険にて支払われるため、無料で何度でも利用できます。居宅介護支援事業所では、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成のほか、介護相談、必要なサービスの連絡や調整、介護保険に関する申請の代行を行います。

特定事業所加算も早い段階で取得する予定であり、より地域の皆様へ質の高い介護サービスの提供ができるよう取り組んで参ります。

・特定相談支援事業所は、市が指定を行っている相談支援事業所のことです。障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成したり、作成したサービス等利用計画が最適かどうかをモニタリングし、必要な場合であれば見直しや修正を行いより良い生活を送れるようにします。

あいずケアプランセンター特定相談支援事業所では対象者は身体・精神・知的・児童と幅広くサポートすることで、より一層地域やお困りの対象者の方へ質の高いサービスを提供していけるよう行って参ります。

コロナ禍の状況で在宅でのサービスが重要視される中、株式会社あいずでは訪問看護事業のみならず、他の在宅サービスの充実も徹底して参ります。

今後とも株式会社あいず、あいず訪問看護ステーション、あいずケアプランセンター共々宜しくお願い致します。